

# 大分大学医学部附属病院ME機器センター細則

平成21年4月1日制定

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第10条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院ME機器センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

## (センター長)

第2条 ME機器センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を総括し、職員を指揮監督する。

## (副センター長)

第3条 ME機器センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

## (業務)

第4条 センターにおいては、次の業務を行う。

- (1) ME機器の中央管理及び保守点検に関すること。
- (2) 院内共通で使用するME機器の中央貸出に関すること。
- (3) ME機器を用いた臨床技術提供及び情報提供に関すること。
- (4) ME機器の安全使用のための教育に関すること。
- (5) その他センターに関すること。

## (運営会議)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

## (運営会議の構成)

第6条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 診療科長又は副科長 4人
  - (4) 手術部及び集中治療部の副部長
  - (5) 副看護部長 1人
  - (6) 看護師長 2人
  - (7) 臨床工学技士 2人
  - (8) その他センター長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第3号及び第5号から第8号までの委員は、病院長が指名する。
- 3 第1項第3号及び第5号から第8号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

## (運営会議の議事)

第7条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 4 前項の議事については、第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

5 第3項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の運営会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議の事務)

第9条 運営会議の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第2-5号)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第4条第2項第2号及び第4号から第7号までの委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院ME機器センター運営内規(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 (平成28年医学部附属病院細則第1-6号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年医学部附属病院細則第1-2号)

この細則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年医学部附属病院細則第2-12号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。